

弊社が求人企業様と契約を締結する際、推薦する求職者様が自己都合又は候補者本人の責めにより甲から解雇等をされた場合に関するコンサルティング料の返還について以下の要件をベースにご対応致します。

- (1) 入社後1ヶ月以内の場合、コンサルティング料の80%
- (2) 入社後1ヶ月を越え3ヶ月以内の場合、コンサルティング料の50%
- (3) 入社後3ヶ月を越え6ヶ月以内の場合、コンサルティング料の10%